

(第一類 第十号)

衆議院運輸委員会議録第十一号

平成十二年四月十八日(火曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 仲村 正治君

理事 石破 茂君 理事 実川 幸夫君

理事 菅 義偉君 理事 森田 健作君

理事 高木 義明君 理事 玉置 一弥君

理事 赤羽 一嘉君 理事 寺前 嶽君

理事 安倍 晋三君 理事 小里 貞利君

木村 隆秀君 理事 久野 統一郎君

栗原 裕康君 理事 坂本 剛二君

中馬 弘毅君 理事 中野 正志君

望月 義夫君 理事 吉田 六左エ門君

渡辺 具能君 理事 枝野 幸男君

奥田 建君 理事 今田 保典君

佐藤 敬夫君 理事 水井 英慈君

石田 幸四郎君 理事 遠藤 乙彦君

平賀 高成君 理事 松浪 健四郎君

岩浅 嘉仁君 理事 中馬 弘毅君

坂東 自朗君 理事 二階 俊博君

羽生 次郎君 理事 中馬 弘毅君

安富 正文君 理事 坂東 自朗君

繩野 克彦君 理事 羽生 次郎君

政府参考人 運輸政務次官

(警察庁) 交通局長

(運輸省運輸政策局長)

(運輸省鉄道局長)

(運輸省自動車交通局長)

(運輸省航空局長)

(運輸委員會専門員)

(政府参考人)

(政府参考人)

(港湾運送事業法)

一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)(參議院送付)

港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣

辞任 衛藤 崑一君 前原 誠司君 枝野 幸男君

補欠選任 衛藤 崑一君 前原 誠司君

提出第四三号(參議院送付)

同日

辞任

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

補欠選任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

同日

辞任 衛藤 崑一君

安倍 晋三君

枝野 幸男君

前原 誠司君

○仲村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案を議題といたします。

この際、お詫びいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として運輸省運輸政策局長羽生次郎君、鉄道局長安富正文君、自動車交通局長繩野克彦君、航空局長右村敬君及び警察庁交通局長坂東自朗君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○仲村委員長 質疑の申し出がありますので、業者あるいはそこで働く労働者の意見もいろいろ今日までお聞きしたわけですけれども、その点でちょっと、政策面で一点だけ御要望といいますか、御意見を申し上げたい、こういうことでございま

す。

○仲村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今田保典君。

○今田委員 おはようございます。民主党の今田保典でございます。

○バリアフリー化といふ新たな課題に挑戦しているわけでありますけれども、これまでいろいろ質疑して、問題点についてはいろんな立場から出され、またそれを理解し、また深まっているのではないかとそういうふうに思いますし、ようやくその日指す方向についても見えてきたのではないかといふふうに思います。しかし、交通バリアフリー化については、いろんな設備等をするにしても相当の時間がかかる。こういうことでございまして、それまでの間に当事者が非常に悩んでいることがあるだろうというようなことで、私なりにいろんな方からお話を聞きしておったところでござい

ます。

○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用する

一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)(參議院送付)

実現に関する請願(深田肇君紹介) 第一三六二号

同(伊藤茂君紹介) 第一四五四号

は本委員会に付託された。

○政府参考人出頭要求に関する件

○その中身をいろいろ精査してみますと、関係者がやる気を出せば、あるいはいろんな工夫をすれば、今でも解決できるという問題が幾つかあるのではないかというふうに思うわけであります。その点を重点的にきょうは質問して、理解を深めたい、このように思つていろいろところであります。その前に、御案内のように、私はバス、タクシー関係に携わってきた人間でございますので、業者あるいはそこで働く労働者の意見もいろいろ今日までお聞きしたわけですねけれども、その点でちょっと、政策面で一点だけ御要望といいますか、御意見を申し上げたい、こういうことでございま

す。

○バス、タクシーなどのバリアフリー化について

は、新しい車両への補助についてはこれからいろ

う工夫をして行われるということなのでありますけれども、しかし、これまで積極的にやってき

た業者もあるわけでありますし、また、これから

進めんに当たって、助成はあるにしても、企業の

情勢を考えますと今大変であるというようなこ

と、そいついた意味からして、税制面での工夫が

できないものか、そういうことを考えてみたので

あります。

○例えば、バスでいえばノンステップバス、低床

バス、それからタクシーについては福祉タクシー

といいまして、車いすを乗せられる車両等々ある

わけであります。そういったものは非常に高い価

値段で今買っているわけですからけれども、そういう

車両に対して税制面での支援策はできないものか

どうかという点について、すぐということにはな

かなかかない面もあるろうかと思ひますけれども、こういった面について、これまで議論をした

ことがあります。これがなかなかどううおな

な方からお話を聞きしておつたところでござい

ます。

○この一点だけお聞きしたいと思いま

○二階国務大臣 お答えいたします。

國税におきましては、リフトつきのバス、タクシーについて、法人税等の特別償却制度が認められておりましたが、今回の平成十二年度の税制改正において、新たにノンステップバスが対象に加えられたところであります。

地方税におきましては、既にリフトつきのバス、タクシー及びノンステップバスについて、自動車取得税の減免措置が講じられているところであります。

今後とも、リフトつきのバス、タクシー及びノンステップバスの導入の促進のために、今、今田委員御指摘のとおり、所要の税制措置等につきまして運輸省としましても積極的に検討し、努力をしてまいりたいと考えております。

○今田委員 ゼひひとつ、後に法案を提出されますが規制緩和との絡みもございますので、今大変な配慮をお願いしたい、このようにお願い申し上げます。

次に、先ほど申し上げましたように、今の時点でこのバリアフリー、工夫すれば何かできるんじゃないかという点についてお伺いをしたいと思います。

まず一つは、当事者の方が新幹線の切符をとりたい、こういうことでお願いするときに、コンピューター管理になつてないために、あらかじめ電話で連絡をする。しかも、駅によっては、駅に一時間に来てくださいよということを言われる場合によっては、前日に駅長室に来てくれるという場面もある。

この発券については、旅行社でも扱つていませんので、そういう扱いになるんだろうというふうには思いますが、しかもその際、氏名、年齢、何か戸籍を調べられているような感じがする。こういうことになりますと、当事者から言わせれば、プライバシーといいますか、そういう意味からして大変な苦痛を覚えるときがあるといふことでございまして、こういうことが本当に必

要なのかどうかということを考えてみますと、もう少し工夫すれば、お互いに認識を高めれば、もつ

と簡単な手続でやれるんではないかというふうに思はんですが、この点についてどうですか。

○安富政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、新幹線の切符の発券に当たりまして、車いすの方々が新幹線を利用する際には、乗車する駅あるいは乗りかえ駅あるいは降車駅、そういうところでいかに安全な乗降を確保するか

ということがございますので、そのため申し込みの際に、実はあらかじめ事前に各駅に連絡あるいは調整を行うということで、確認した上で発券するというような話を聞いております。

それからもう一つ、氏名、年齢、性別等の申告の問題でございますが、発券申請を受け付けた職員と、実際に現場で今度は介助する職員との間で異なることがございますので、いわゆる車いすの利用者を特定して、より的確な介助を行うために

いすれにしましても、この問題、一般の参考人質疑においても同様の問題が指摘されておりまして、我々としても、翌日来てくれというような話というのは非常に問題だと考えておりまして、運輸省としてもJRに対して、車いす利用者の座席指定、切符の販売について、障害者の利便に配慮して、できる限り迅速に、的確に行えるように指導したところでございます。

これはこの委員会でも言われていることです

○今田委員 その問題は本当にあれなんですね。

当事者の方からお聞きしたんですが、駅長室に行つて手続、何か証明書をもらうんですね。その後、今度はみどりの窓口に行つて発券をしてもらおう。場所が近ければいいんですけど、それでさえも移動するのは大変なものです。駅長室からみどりの窓口まで相当距離のあるところもあるはずなんですね。そういう方に、そういうことが本当に必要なかなというふうに思はんですよ。

これは何もハード面の問題ではないわけですか

ら、今でも私は解決できる問題だというふうに思はんですね、工夫によつては。ゼひひとつ御検討いただきたい、このように思うわけあります。

次に、せっかく設備を整えても、それを扱う駕駕さんのトレーニング不足といいますか、扱い方を十分知つていらっしゃらないという場面でのトラブルがいろいろ起きているようございます。

例えば、おひざ元の水田町駅では、これはメカニカルによって名称は違つんだそうですが、それでもギヤラベントという設備があります。数多い駅員の中でも、これを操作できる人というのは本当にわずかな人だということをございます。

ある方がこの前そこに来られて、このギヤラベントを利用した。そのときに、駅員さんが知らなかつたのですから、何かこの人をモデルにして教習所を開かれるような感じで、六、七人の方が集まつてわいわいとやつた。当事者から言わせば、これは非常につらい話であつて、ちゃんとしあらないために、本人は一生懸命やろうとしているわけですけれども、十分認識がないために、要するに当事者に対する配慮が結果として足りなくなつてゐる。

例えば、こういう例があるんですね。電動いす

というんですか、あれの扱い方について知らないものですから、ある当事者に、ブレーキをしっかりとかけておいてください、こういうことを言つた

う。本人は、いや、これはブレーキはありません、エンジンをとめればなむちブレーキなんですね。こういうことを言つたそぞれだけれども、それで

も、いや、ブレーキはあるはずです、しっかりと教えてください、こう言われたといふんですね。

そのときに二、三のやりとりがあつて、非常に気まずい思いをした。しっかりとその電動いすを覚えておれば、改めてフットブレーキのようなものはないわけでありまして、エンジンを停止すればすなわちブレーキだという仕組みになつてゐるわけです。そのちょっとしたことを知つていただければ、当事者に非常に気持ちよく利用していただけます。

この点について、ちょっと何かお話をあればお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、石破委員長代理着席〕

○二階国務大臣 ただいま今田委員から御指摘のありました宮田水田町駅の階段昇降機、ギヤラベ

ンタと言われておりますが、この操作について、当然宮田としては駅員すべてに対し必要な訓練を実施し操作できるようにしてある、当たり前のことですが、そういうふうな報告を受けてお

りますが、御指摘の趣旨も踏まえまして、教育訓練のあり方につきまして一層充実させるようになつた普通の研修であればいいんですが、たまたまそこのとき利用したその方を何か研修材料にしてやる

というのは、いかにも私はまずいのではないかと

いうように思つておうわけあります。これは何も永田町駅だけではなく、いろいろなところでそういう

ところが見られる、こういうことでござります。

さらに、介助についても、十分勉強していらっしゃるために、本人は一生懸命やろうとしているわけですけれども、十分認識がないために、要するに当事者に対する配慮が結果として足りなくなつてゐる。

いずれにしましても、鉄道駅のバリアフリー化

うようなことで非常に御不便をかけているというところでございます。

現在、モノレールの駅の移設等も含めた周辺の総合的な交通施設整備の方につきまして、東京都とか港区、JR東日本、東京モノレール等の協議会でいろいろ検討していただいているところでございます。なかなか全体的な相当な工事も要するような話でございますので、現在、鋭意いろいろ検討しているところでございます。

今後、羽田空港へのアクセス機能の強化という意味でも、身体障害者等も含めた鉄道利用者のための乗り継ぎの円滑化ということは極めて重要でございますので、この協議会の検討結果を踏まえて、必要に応じ、関係者間の取り組みを支援していきたいというふうに考えております。

○今田委員 次に、鉄道、バスを含めてなんですが、せっかくシルバーシートというものをつくって、そこにお座りくださいというようなことでやっているわけですから、私も含めて、この措置についての理解を国民全体がしていないのではないかというふうに非常に残念に思うわけであります。

この前、委員会でも、どなたかこの点について指摘をしておったようです。しかし、指摘するだけでは解決しないわけでありまして、国として、何か啓蒙啓発する必要があるのではないかというふうに思つてあります。

せっかく交通バリアフリー化に向けて真剣にこういった論議をしているわけでですので、とりえず今やれることをやろうじゃないかというふうなことを、どこかの時点で国として姿勢を示すべきではないのか、その辺を検討して、シルバーシートの利用についてもっと国民に知らしめるべきだというふうに思つますが、この点についてはいかがですか。

○安富政府参考人 シルバーシートにつきましては、旧国鉄がお年寄りや体の不自由な方のために導入した優先席でございまして、昭和四十八年九月から導入されておるわけすれども、残念な

がら、御指摘のとおり、近年では、シルバーシートの趣旨を理解されていないという利用者があることも事実でございます。

本法案におきましては、こうした問題に対処するため、国民は高齢者、身体障害者等の公共交通機関の円滑な利用に協力するよう努めなければならぬという旨を規定しております。

そういう意味で、この規定の趣旨を広げるために、運輸省としましても、シルバーシート制度の活用を含めまして、バリアフリー化の促進に向け事業者を指導するとともに、関係省庁とも連携しながら、広報を通じまして広く国民に呼びかけるということによって、バリアフリー化に対する国民の意識を一層高めるようにならぬと、いいうふうに思つてあります。

○今田委員 我々も責任があるわけであります。次に、これまでたびたび指摘されてきましたけれども、歩道空間の確保という問題であります。

これも、関係者がやる気になれば、もっと改善できる問題ではないかなというふうに思つてあります。これは、障害者や高齢者だけではなく、我々健常者にとっても危ないという感じの方をした人が数多くおられるかと思うわけであります。

例え、立て看板、あるいは歩道にはみ出している商品、自転車の放置、電柱や交通標識が適当でないところに置いてあるという問題があるわけではありません。こういった問題については、私は、やる気があれば今でもできる問題ではないのかなというふうに思つます。

特に、いろいろな屋台が歩道にはみ出しているのが見受けられますし、あるいは、我が物顔で店の前の歩道を占領して品物を飾つておられる方のうちには、度々指摘をしたりすれば今でも改善できるのではなきかなどというふうに思うわけであります。そういうものは、やはりある程度警察の方で指摘をしたりすれば今でも改善できるのですが、このため

の点についてお伺いをしたいと思います。

○坂東政府参考人 委員御指摘のように、道路空間を狭めている立て看板あるいは商品といったものにつきましては、歩行者の方々の通行の妨げとなつておるというふうに私どもも認識をしているところでございます。

このため、路上に置かれている立て看板あるいは商品等につきましては、警告、指導を行ふとともに、特に悪質なものにつきましては取り締まりも実施しているところでございます。

また、電柱が障害となるような場合におきましては、電柱管理者に移設などの改善を働きかけることとしております。

さらに、道路標識につきましても、道路管理者とも連携をいたしまして、その集約化等に努めているところでございます。

また、屋台につきましては、道路交通法の道路使用許可の対象となつておるところでございます。が、申請があつた場合には、厳正にこれを審査し、適正な道路使用に努めているところでございま

す。さらに、無許可で屋台を出している者につきましては指導、警告を行うとともに、これらに從事する問題ではないかなというふうに思つてあります。これは、障害者や高齢者だけではなく、我々健常者にとっても危ないという感じの方をした人が数多くおられるかと思うわけであります。

このことをお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○仲村委員長 次に、寺前巖君。

○寺前委員 昨日、各党の理事さんのところにはお見えになつたかと思ひますが、私のところに視力障害者の方がお見えになりました。こういう内容の要求をしていかれました。ちょっと紹介します。

地下鉄の死角、連結部転落、目の不自由な九歳ホースつかみ恐怖の一キロ、こういうのが新聞に載つてました。点字ブロックの切れ目から転落、岐阜駅で男性死亡」これが毎日新聞に載つてました。これらの事故は水山の一角です。九四年の私たちの調査では、都内の視覚障害者百人のうち半分の五十人、全盲者では三人に一人が駅ホームからの転落を経験しています。同年十一月以後、十三人（一件は接触事故・一件は踏切事故）が死亡しています。視覚障害者にとって駅ホームは、欄干のない橋、「ホームの歩行は網渡り」命の危険と背中合わせなのです。

私たち、運輸省と鉄道事業者に転落防止対策を求めて続けています。しかし、視覚障害者誘導用ブロックを敷いて対策をとつてゐるとの解答しか返つてきません。同ブロックは、誘導と注意喚起する歩行には欠かせない道の役割をはたしてます。しかし、転落防止の決め手ではありません。見える方は、視覚によって危険を認識し、転落防止の壁を持つていますが、私たちにはそれができません。ブロックの上を歩いている、柱や人・荷物にぶつかって、やむなくブロックを見失えば、方向と現在地を失う、これが視覚障害者の歩行です。

云々と書いてあって、最後に、ホームドアとかホームゲートなど、そういうのをきちんと設置していくにはそれができません。ブロックの上を歩いている、柱や人・荷物にぶつかって、やむなくブロックを見失えば、方向と現在地を失う、これが視覚障害者の歩行です。

私は、九六年の六月十四日にこういう質問をしておりました。大阪の地下鉄問題で、やはりホームから転落した問題をめぐって問題を提起したわけで

す。転落事故の実情をできるだけ把握するようになりますと、当時局長さんは言つておられたものです。

ところが、最近、私、運輸省から身体障害者における主な人身事故一覧というのをもらいました。ここで平成十一年に載っている主な事故を見ると、二件書いてあります。ところが、昨日お見えになりました方が、平成十一年、すなわち九九年の分について、どんな事故があるかというのをみずから新聞に載ったものを中心にして整理しておられる。それを見ると、六件書いてあるのですが、一件だけ両方とも出てくるわけです。他のところは出てこない。

私が気になつて仕方がないのが、相変わらずホーム転落の問題について、これは事故が起ころぬでも、本人が倒れてだれかが上げたって、やっぱりホーム事故の問題として視力障害者にとっては大切な問題なんだから、どういうふうに転落が起こっているのかという件数はきちんとつかむべきではないんだろうか。これは今どうなつているんですか、その当時提起したときに検討しますといふ話をだつたんですが、

○安富政府参考人 鉄道の事故につきましては、鉄道事故等報告規則に基づいて鉄道事業者から報告を受けているところでございますが、ホームからの転落などの事故は、いわゆる鉄道人身障害事故に該当します。

この鉄道人身障害事故については、線路内立ち入り、あるいは保線作業中とかございますが、御指摘のホームからの転落、あるいはホーム上での接触なども含めまして、十の原因別に各月ごと、事業者ごとに件数を報告することになつております。

この件数だけ従来報告しておつたわけですけれども、平成九年から、これらの鉄道人身事故のうち、ホームから転落及びホームまでの接触など、ホーミングにかかる事故の場合に、事故ごとに具体的な発生状況について鉄道事業者から聴取し、さらに、被害者が身体障害者の場合には障害の内容

などもあわせて調査して、その実態を個別に把握するように措置しているところでござります。

○寺前委員 それが、主な事故といふんだから、死んだことは当然主な事故であろうし、それから負傷というのが書いてあるんだから、そういうことが書いてあるのかなと思って、きのうお見えになつた方に聞かせていただきました。

一番近いところからいいますと、九九年十一月十五日に日黒駅で男性がホームから転落して死亡している。これはきのうの報告にない。それじゃ一体、これ報告がないままにどうなつているんだろうか。その前の九九年八月八日、名古屋鉄道局管内のもの、これは報告にありました。それから九九年五月十五日に、大阪の環状線天満駅でホームから転落、骨折をしているという問題があります。あるいは九九年五月十四日に、JRの荻窪駅でホームから転落という問題がちゃんと載ってきます。あるいは九九年五月九日に、阪神電鉄の西宮駅東口で、持つてこられたものを見ると、ずっと出てくるわけですよ。

ちょっと新聞を整理しておられるだけでも出てくのに、何でそれに集中して対策を組もうといふことに、やっぱり出発点をきちんと押さえるということを大切にしないといかぬのじやないだろうか。電車と接触して落ちちゃつたというだけではいかぬのじやないだろうか。今視力障害者の皆さんが、そういうことを全体として、要するに欄干のない橋だよという問題提起をしておられるのに対しても、どうこたえるのか。そのための実態を整理するということを、何はさておいてもやつていただかなければならぬんじやないだろうか。これが一つです。

それからもう一つ。事故が起こつておる内容として切実に訴えてこられるのは、ホーム要員がなくなっている。駅としては無人化じゃないけれども、ホームではもう無人なんだ。それに対する責任を事業者がとるように対策を組むべきではないか、こういう問題が提起されているわけです。大臣のお考えを改めて聞かせていただきたいと思ひます。

○二階国務大臣 先ほどから御指摘の問題につきましては、当委員会におきましても再々それぞれの党からの御提言もございました。私としましても、ホームからの転落事故というのは、健常者であつても大変危険な場合が多いわけであります。

が、目の御不自由な方が転落事故をなさるというときの状況というものを想像するだけでも、鉄道事業者にとりましても大変重要な問題だというふうに認識をいたしております。

したがいまして、今後の改善策等につきまして、鉄道事業者等とも十分協議しながら、どのような対応が最も適切であるか、よく検討してまいりたいと思っております。

このたびの法案成立の後に、これらは問題につきまして、運輸省としまして、公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドラインというものをつくつてございますが、これらを再検討するなどして、鉄道事業者を指導してまいりたいと考えております。

○寺前委員 時間の都合がありますので次へ行きますが、障害者、高齢者等が自宅から駅へ行くのに、これまでやはり大変な問題になるわけです。

例えば、私の京都でいうと、京都駅の先の駅が西大路という駅、手前の駅が、この前お話ししました山科駅というのです。これはもう乗降客が物すごく多い駅なんです。ところが、車いすの障害者がその駅を使えないんです。西大路という駅へ行きましたら、そこは職員が一人なんです。そうすると、六人か七人かで担がなければいけないところへ行つたら、もう窓口を閉めて入れるということをやらざるを得ないことになつちやう。そんなことを求めて、そんな駅に行くわけにはいかないことをいふの障害者が言うわけです。山科の場合も同じことを聞かされました。

そうすると、家から現実的に乗れるような姿にしようと思つたら、いや座なしに京都駅に向かつていかなけりやならない。そうすると、そこで存続するのには、タクシーとバスということに期待を

かけざるを得ないです。バスの場合は、低床バスがとまる路線をずっと総合的に考えてもらわないと、それに乗れないという問題が出てくる。タクシーの場合も、そういう車いすの人ためのものがなければならぬ、こういうことになるわけです。

そこでお聞きしたいんですが、家を出て交通機関を使うまでのこういう心配な問題について、この法律ではどういうふうに生きてきているんだどうか、御説明をいただきたいと思うんです。大臣、おわかりになりますか。

○二階国務大臣 本法案におきましては、ターミナルのみのパリアフリー化ではその効果が發揮できないために、バスも含めて総合的、一体的なパリアフリー化を進めるため、市町村が中心となって、地域の実情に応じたパリアフリー化を実現する制度を設けております。

したがいまして、市町村が基本構想を作成した場合には、バス事業者はこれに即して低床バスの導入を内容とする事業計画を作成しなければならないことになつております。

具体的な路線や運行の回数、つまり頻度等については、市町村とバス事業者が協議して定めることがあります。パリアフリー化されたターミナルへの低床バスの導入が、この仕組みにより、より進めるものと考えております。

なお、全体で六万車両ありますバス車両について、車両の新規導入に際しましてパリアフリー化を義務づけることで、おおむね十年ないし十五年でパリアフリー化されたバスに代替されるであろうということを考えておるわけであります。さらにはそのうち、一万二千両ないし一万五千両はノンステップバスに代替されるであろうと考えております。

しかし、実際は、このように各党の御意見を伺つておりましても、大変パリアフリー化に對して熱意を入れてくださつておりますし、私たちは、再々申し上げてまいりましたように、建設省、自治省、警察庁等一体となつて対応しておる。こうしたこ

とから、アメリカに比べて十年おくれてのスターでございますが、私は相当な勢いを持つて追いつき追い越せるところまで進めていきたいと考えておりますので、今後一層の御協力をお願い申し上げる次第であります。

○寺前委員 総合的にひとつお役に立つように指導をしていただきたいと期待いたします。

その次に、これもこの問題提起したんですが、身体障害者を対象にするということが書かれておるわけです。何で知的障害者あるいは精神障害者を対象にしないんだろうか、私、これは気になる問題なんです。

それで、あるところでそういう会の幹部の方にお会いしたとき、あなたたちは今度の対象にはならないことになっています、こういう話をしたら、ショックを受けた、こう言われる。それで、そこからいろいろなお話を聞かせてくださったんですね。要するに知的・精神障害者というのは、内向的になるといふことを切実に要望されただんです。

そこで、私はこの前こでも言いましたが、阪急の伊丹の駅というのは、このモデルのケースとなってくるんだ、それで私どもは、世間の人との交流がだんだん閉鎖的になっていくものだから、外へ出られないんだ、だから出る条件をつくつてやつていただきたいということを切実に要望されたんです。

お会いしたとき、あなたたちは今度の対象にはならないことになっています、こういう話をしたら、ショックを受けた、こう言われる。それで、そこからいろいろなお話を聞かせてくださったんですね。要するに知的・精神障害者というのは、内向的になるといふことを切実に要望されただんです。

この法律ですべての障害者を対象にするということを位置づける必要があるんじゃないだろうかと、いうふうに思うわけです。今そういう立場に立つて修正を提起するわけですが、修正が通らうと通るまいと、私は何としてもそういう人たちの声を聞く場をほかの障害者と同じようにつくってあげていただきたいということを要望したいと思うんですが、いかがでしょうか、大臣。

○二階国務大臣 寺前委員は再々、知的障害、精神障害を持つ方々の意見も聞いて優しい親切な行政を行え、こういう御指摘、御主張であるわけでございます。私も、そのことに対しまして、心から賛意を表しております。

この交通バリアフリー化を進めるに当たって、さまざまな種類の障害を持つ方々から直接意見を聞くことが重要であり、知的障害や精神障害を持つ方々からも意見を聞く必要があるというふうに考えておりました。しかしながら、御指摘のところまで専門家の方々の意見を聞いた限りにおいては、直接知的障害者や精神障害者の方々の意見をいかに反映していくかということが重要であることには違いありませんが、現在は、知的障害や精神障害を持つ方々のみならず、その介護者あるいは御家族、専門家の方々の意見等もお聞きしながら対策を検討する必要があると考えております。

君。

○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案に対する修正案

[本号末尾に掲載]

○石破委員 ただいま議題となりました高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

運輸省としましては、これらの方々の意見も積極的に聴取しながら、知的障害や精神障害を持つ方々にとづいていなければ、バリアフリー化が実現できるかということを考え、ただいまの御意見を念頭に入れて対処してまいりたいと思っております。

なお、私は、この法案を御審議いただくに際しまして、できるだけ当委員会におきましてそれぞれの政黨あるいは各委員の皆様からの御意見を十分拝聴した上で、よりよい内容の法案に仕上げてまいりたいというふうに考えておりましたが、それに対しまして、各党各会派の皆さんとの御協力をいたしました。

このことを考えてみると、私はやはり直接参加させて意見を聞いてやるというふうに、私はやは

る。今、寺前委員からも、自分の修正案が通らうが通るまいが、これらの考え方を十分取り入れてやつていけという御指摘でございますが、御意向に沿うように積極的に努力をしてまいりたいと思つております。

○寺前委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○仲村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

五年後に、交通のバリアフリー化の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを明確にするものであります。

以上が本修正案を提出いたしました理由でござりますが、高齢社会の到来を間に控え、我が国における交通のバリアフリー化の促進は喫緊の課題であります。そのためにも、国会といたしましても、本法律案を早期に成立させることが必要であります。

○仲村委員長 平賀高成君。

何とぞ御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

君。

[本号末尾に掲載]

○平賀委員 私は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案に対して、日本共産党を代表しまして、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明いたします。高齢者、障害者等が社会参加をしていく上で、移動の自由と安全を確保することは不可欠であり、基本的権利です。ところが、長年の自民党政府による大企業本位の町づくりのゆがみが吹き出している状況のもとで、交通バリアフリー化の整備は極めて不十分なものであります。こうした中で、今国会によく交通バリアフリー法案が提出されたことは前進であると評価しています。これは障害者団体や高齢者団体などの粘り強い運動の成果ですが、これを、本法の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするものであります。すなわち、本法の施行後

善すべき点があります。

一つは、移動の自由と安全確保が基本的権利で

11

〔報告書は附録に掲載〕

○仲村委員長 次に、内閣提出、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案及び港湾運送事業法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聽取いたします。二階運輸大

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法
の一部を改正する法律案
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一
部を改正する法律案
港湾運送事業法の一部を改正する法律案

○一階國務大臣 ただいま議題となりました道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、港湾運送事業法の一部を改正する法律案、以上三件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

初めに、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

事業の効率化、活性化を図ることが求められるところであります。

一方、輸送の安全及び利用者利便の確保は、需要者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や、輸送規制廃止後においても旅客自動車運送事業に於て重要な課題であり、これらについて十分な措置を講じていく必要があります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業に係る参入について、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合している場合に参入を認めることとし、その事業の開始によつて、事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、一般乗用旅客自動車運送事業について、特定の地域において供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰となり、当該地域における輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められるときは、期間を定めて新規参入及び増車を認めないこととする緊急調整措置を講ずることとすることとしております。

第三に、一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金について、国土交通大臣がその上

第五は一般乗合車の旅客自動車運送事業の在る休廃止等について、原則として六月前までの事前届出制とともに、国土交通大臣は、届出があった場合には、休廃止後の旅客の利便の確保に関し、関係地方公共団体等から意見を聴取することとしております。

規定の整備を行う必要があります。次に、この法律案の概要につきまして御説明申
し上げます。

第六に、旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保するため、運行管理者の資格試験制度を導入することとしております。

引書を作成し、これを船舶内に備え置かなければならぬこととしております。

シ業務適正化臨時措置法をタクシ－業務適正化特別措置法として恒久化することとしておりますす。

第三に、海上災害防止センターの財務諸表等の公開に関する規定を整備しております。

継ぎまして、海洋汚染及び海上災害の防止について改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最後に、港湾運送事業の、一言を記入する所が、案の提案理由につきまして御説明申し上げます。港湾運送事業は、海陸の結節点である港湾において、貨物の船舶への積み込み等を行うもので、海上物流にとって不可欠な事業であるとともに、我々

従来より国際的な動向に対応しつつ、海洋汚染防除対策の充実強化を図ってきたところであります。

が国における経済活動や国民生活を維持していく上で極めて重要な役割を果たしているところであります。一方、近年各国の港湾の間において国際的な競争が進展する中で、コンテナの取扱量において我が国港湾の東アジアにおける相対的位置

適切な初動措置を確保するため、船舶所有者に対する
し、有害液体汚染防止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について検査の対象とすることを内容として、壬

位は大きく低下しつつあり、その原因の一つとして、我が国港湾運送の事業者間の競争が行われにくく、船会社、荷主のニーズに合ったサービスが提供されにくくなっているという点が指摘されて

九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書IIの改正が平成十一年七月に行なわれ、平成十三年一月に発効する見込みとなっておりま

いるところであります。

このため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正し、同条約の改正に伴う国内法の整備を行う必要があります。

コンテナ貨物の積みおろしについて、より一層の効率化、サービスの向上が求められているところです。

また、あわせて、平成十一年三月の総務庁による認可法人に関する調査結果に基づく勧告を踏まえ、海上災害防止センターについて、その事業活動、財務状況等に関する実態について透明性をよ

このような状況を踏まえ、コンテナ貨物の積み下ろしの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものにおいて行われる一般港湾運送事業等について、需給調整規制の廢止を初めとする規制の

特定事業を」を「公共交通整備事業を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第一項」に、「公共交通特定事業計画」を「公共交通整備事業計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

主務大臣は、前項の認定をし、「」とするところは、あらかじめ、関係する都道府県及び市町村の意見を聽かなければならない。

第九条の見出し中「公共交通特定事業」を「公共交通整備事業」に改め、同条第一項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、「公共交通特定事業」を「公共交通整備事業」に改め、同条第二項中「市町村」を「都道府県又は市町村」に改め、同条第三項中「主務大臣は、」の下に「第四条第一項に規定する旅客施設若しくは車両等について公共交通事業者等が正当な理由がなくて第七条第一項の規定による公共交通整備事業を実施していないと認めるときは第五条第一項若しくは第六条第一項に規定する旅客施設若しくは車両等について」を加え、「公共交通事業者等」を「公共交通事業者等」に改め、同条第四項中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障害者等」に改め、「第一条第三項の規定により命令をする」とができる場合を除くほか」を削る。

第十一条第一項中「第六条第一項の規定により其の構想が作成された」を「市町村移動円滑化計画において道路特定事業に関する事項が定められた」に、「基本構想に」を「市町村移動円滑化計画に」に改め、同条第三項中「基本構想」を「市町村移動円滑化計画」に改め、同条第五項中「意見を」の下に「聴くとともに、政令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を」を加える。第十一条第一項中「第六条第一項の規定により其の構想が作成された」を「市町村移動円滑化計画において交通安全特定事業に関する事項が定められた」に、「基本構想に」を「市町村移動円滑化計画に」

化計画」に改め、同条第一項中「第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号」に改め、同条第四項中「意見を」の下に「聽くとともに、政令で定めるところにより、高齢者、障害者等の意見を」を加える。

4 公共交通事業者等は、前三項に規定する措置を講ずるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を聞くよう努めなければならない。

第二十一条第二項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に、「並びに高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項」を「並びに高齢者等移動円滑化法第十六条第一項」に、「高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項第一号」を「高齢者等移動円滑化法第十六条第一項第一号」に、「又は高齢者等移動円滑化法第二十二条第一項」を「又は高齢者等移動円滑化法第十七条第一項」とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六条第一項に改め、同条を第十六条とする。

第二十二条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項として、同条第十七条とする。

第二十三条第一項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「第五条、第八条第一項から第三項まで及び第五项」を「第四条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第三項第一項から第四項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）、第七条第五項第一項に改め、同条第六項において準用する場合を含む。）、第八条第一項から第四項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）及び同条第六項に改め、同条第三項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「第十五条、第十八条、第十九条及び前条第一項における主務大臣は運輸省

し、第二十一条第一項を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とし、第二十四条を第十九条とする。

第五章を第四章とする。

第二十五条第一号を削り、同条第二号中「第五条第三項又は」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十二条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、第六章中同条を第二十条とする。

第二十六条を削る。

第二十七条中「第二十五条」を「前条」に改め同条を第二十一条とする。

第二十八条を削る。

第六章を第五章とする。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条を次のように改める。

(移動が著しく困難な高齢者、障害者等の移動の手段の確保に関する措置等)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、既存の公共交通機関の利用による移動が著しく困難な高齢者、障害者等の移動の手段の確保について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第三条中「第二十二条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附則第四条のうち運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律附則第十条の改正規定中「高齢者的身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に、「第十二条第一項及び第二項」を「第十六条第一項及び第二項」に改める。

附則第四条のうち運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律附則第十二条の次に一条を加える。

運送事業者を經營する者を「以下同じ。」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」と改め、「ときは」の下に「あらかじめ」を加え、同条第四項を次のように改める。

の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

5 国土交通大臣は、第三項の運賃等又は前項の料金が次の各号（第三項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適

運送事業の別」を「一般旅客自動車運送事業の種別」に改める。

第十二条第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）」に改め、同条第三項中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第十三条中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）」に改め、次条において同じ。」に改める。

第十四条中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

第十五条第一項中「一般乗合旅客自動車運送事業者等は、事業計画を変更しよう」を「一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次の第一項に規定するものを

(同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。)を行つた場合における旅客の利便の確保に関する規定による意見の聴取の結果、第一項の届出に係る事業計画の変更の日より前に当該変更を行つたとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該一般乗合旅客自動車運送事業者に通知するものとする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る事業計画の変更の日を繰り上げることができる。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の規定により事業計画の変更の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定する事業計画の変更をしようとする

事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行つた場合における旅客の利便の確保に関する規定による意見の聴取の結果、第一項の届出に係る事業計画の変更の日より前に当該変更を行つたとしても旅客の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該一般乗合旅客自動車運送事業者に通知するものとする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る事業計画の変更の日を繰り上げることができる。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定により事業計画の変更の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項に規定する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

国土交通省令で定める料金を除く。以下この
条、第三十一条第二号、第八十八条の二(第二
号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号
において「運賃等」という。)の上限を定め
国土交通大臣の認可を受けなければならな
い。これを変更しようとすると同様とす
る。

2 國土交通大臣は、前項の認可をしようとす
るときは、能率的な経営の下における適正な
原価に適正な利潤を加えたものを超えないも
のであるかどうかを審査して、これをしなけ
ればならない。

第九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

前項の規定は、前項の運賃及び料金について準用する。この場合において、同条第五項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般貸切旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

第十条中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条に次の二条を加える。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、逓滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六ヶ月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送

に規定する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(運行計画)

第十五条の三 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画(運行系統、運行回数その他の国土交通省令で定める事項に関する計画)をいいう。以下同じ。)を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更(次項に規定するものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第十条中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。
第十一項及び第二項第一号中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者」に改め、同条第三項中「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車

更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省）令で定める場合にあつては、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 画の変更（次項に規定するものを除く。）を
しようとするときは、あらかじめ、その旨を
国土交通大臣に届け出なければならない。
一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交
通省令で定める軽微な事項に関する運行計画
の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国

に届け出なければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事

業を休止し、又は廃止しようとするときは、そ

の六ヶ月前（利用者の利便を阻害しないと認

められる国土交通省令で定める場合にあつて

は、その三十日前）までに、その旨を国土交

通大臣に届け出なければならない。

3 第十五条の一（第二項から第五項までの規定

は、前項の場合について準用する。

4 一般旅客自動車運送事業者は、その事業を

休止し、又は廃止しようとするときは、あら

かじめ、その旨を営業所その他の事業所にお

いて公衆に見やすいように掲示しなければな

らない。

第三十九条 削除

第四十条の前の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条中「一般乗合旅客自動車運送事業者等」を「一般旅客自動車運送事業者」に、「免許を」を「許可を」に改め、同条第一号中「免許」を削る。

第四十二条 削除

第四十三条第一項中「路線又は事業区域を定め」を削り、同条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

第四十三条第二項第四号を削り、同条第三項第一号中「事業区域」を「営業区域」に改め、同条第四項中「第四条第四項」を削り、「（第二号に係る部分に限る。）、第三項及び第四項、第六条第一項」を「及び第三項」に改め、同条第五項中「第二十二条の下に」、「第二十三条、第二十三条の五」を加え、「第四十一条及び

第四十二条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を「及び第四十二条」に改め、「及び同

条第四項において準用する第六条第二項」を削り、「事業計画の変更及び当該路線に係る事業の休止については、第十五条第一項及び第三項並びに第三十八条第一項」を「第十五条第一項の規定にかかわらず」とあるのは「第四十三条

第五項において準用する第十五条第一項の規定にかかわらず」と、「事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二（第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項）に「及び第三項」を「、第

三項及び第四項」に改め、同条第六項中「その他運輸に関する」を「及び」に改め、「定め

の下に「あらかじめ」を加え、同条第七項中「事業区域」を「営業区域」に、「及び事業計画」を「並びに事業計画及び運行計画」に改め、同

条の次に章名を付する。

第二章の二 指定試験機関

第四十四条及び第四十五条を次のように改める。

（指定試験機関の指定等）

第四十四条 国土交通大臣は、その指定する者

（以下「指定試験機関」という。）に、運行管理者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おう

とする者の申請により行う。

3 國土交通大臣は、指定試験機関の指定をし

たときは、試験事務を行わないものとする。

（指定の基準）

第四十五条 國土交通大臣は、他に指定試験機

関の指定を受けた者がなく、かつ、前条第二

項の申請が次に掲げる基準に適合していると

認めるときでなければ、指定試験機関の指定

をしてはならない。

一 職員、試験事務の実施の方法その他の事

項についての試験事務の実施に関する計画

が試験事務の適確な実施のために適切なも

のであること。

2 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

4 國土交通大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第四十五条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第四十五条の四第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二

年を経過しない者

四十五次の次に次の十二条を加える。

（指定の公示等）

第四十五条の二 國土交通大臣は、指定試験機

関の指定をしたときは、指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日を公示しなければならぬ。

（試験事務規程）

第四十五条の六 指定試験機関は、國土交通省

令で定める試験事務の実施に関する事項につ

いて試験事務規程を定め、國土交通大臣の認

可を受けなければならない。これを変更しよ

うとするときも同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の認可をした試験事

務規程が試験事務の公正かつ適確な実施上不

（試験員）

第四十五条の三 指定試験機関は、試験事務を行なう場合において、運行管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、國土交通省令で定める要件を備える者（以下「試験員」という。）に行わせなければならない。

第四十五条の四 指定試験機関の試験事務に從事する役員の選任及び解任は、國土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、逕疎なく、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

（役員等の選任及び解任）

第四十五条の四 指定試験機関の試験事務に從事する役員の選任及び解任は、國土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、逕疎なく、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

3 國土交通大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは第四十五条の六第一項の試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

（秘密保持義務等）

第四十五条の五 指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員（試験員を含む。）は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員のみなす。

3 國土交通大臣は、前項の届出があつたとき

は、その旨を公示しなければならない。

（試験事務規程）

第四十五条の六 指定試験機関は、國土交通省

令で定める試験事務の実施に関する事項につ

いて試験事務規程を定め、國土交通大臣の認

可を受けなければならない。これを変更しよ

うとするときも同様とする。

2 國土交通大臣は、前項の認可をした試験事

務規程が試験事務の公正かつ適確な実施上不

適当となつたと認めるときは、その指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十五条の七 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けるべきである。これを変更しようとするときも同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、試験事務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第四十五条の八 指定試験機関は、国土交通省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

4 第四十五条の九 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。(業務の休廃止)

5 第四十五条の十 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。(指定の取消し等)

6 第四十五条の十一 国土交通大臣は、指定試験機関が第四十五条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定は、

のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 第四十五条の四 第二項の規定により試験事務を行うこととし、第四十五条の十第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は

前条第一項若しくは第二項の規定により指定

しなくなつたと認められるとき。

4 第四十五条の六 第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 不正な手段により指定を受けたとき。

6 第四十五条の十一 国土交通大臣は、指定試験機関が第四十五条の十第一項の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したときは、その旨を公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第七十条の二 自動車道事業者の事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

3 第四十五条の九 第二項及び第五項を削除する。

(事業の管理の受委託)

第六十八条の二 自動車道事業者は、その事業

年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

4 第四十五条の九 第二項及び第五項を削除する。

(会計)

第六十八条の二 自動車道事業者は、その事業

年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

5 第四十五条の九 第二項及び第五項を削除する。

(会計)

第六十八条の二 自動車道事業者は、その事業

年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

6 第四十五条の九 第二項及び第五項を削除する。

(会計)

を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第五十九条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第二項及び第五項、第三十九条並びに「」を

「第三十六条、第三十七条及び」に改める。

4 第五十九条第三項中「から第七十条まで」を

「、第六十八条、第六十九条、第七十条」に改め。

5 第五十九条第一項中「第六十七条」の下に「第

六十八条の二」を、「第七十条」の下に「、第

七十二条の二、第七十条の四」を加え、「並びに

第七十七条第一項、第二項及び第五項」を削る。

6 第五十九条第一項第一号中「の免許若しくは

受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

7 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第七十条の次に次の三条を加える。

(事業の管理の受委託)

第七十条の二 自動車道事業の管理の委託及び

受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

8 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第七十条の二、第七十二条の二第一項若しくは

第七十二条の二第一項若しくは「を「又は」に

改め、「す、又は第四十四条第一項の届出をし」

第七十条の次に次の三条を加える。

(会計)

第七十条の二 自動車道事業者は、その事業

年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

9 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第七十条の二、第七十二条の二第一項若しくは

第七十二条の二第一項若しくは「を「又は」に

改め、「す、又は第四十四条第一項の届出をし」

第七十条の次に次の三条を加える。

(会計)

第七十条の二 自動車道事業者は、その事業

年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について国土交通省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

10 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第七十条の二、第七十二条の二第一項若しくは

第七十二条の二第一項若しくは「を「又は」に

改め、「す、又は第四十四条第一項の届出をし」

準用する。

11 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第三十五条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第二項及び第五項、第三十九条並びに「」を

「、第六十八条、第六十九条、第七十条」に改め。

12 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同条第三号中「又は第四十二条の二第一項若しくは」を削り、同号を第六号とする。

13 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

14 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

15 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

16 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

17 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

18 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

19 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

20 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

21 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

22 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

23 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

24 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

25 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

26 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

27 第五十九条第一項第一号中「の届出をし」

第六十八条の二を削り、同号を第六号とする。

一般乗合旅客自動車運送事業における軍

賃等の上限に関する認可

動車運送事業等」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改め、「基本的な」を削り、同条第一項中「免許若しくは」を削る。

第九十条第一項中「行政手続法」の下に「（平成五年法律第八十八号）」を加え、同条第二項

中「免許若しくは」を削る。

第二二二条第一項の二に「
線の新設に係る事業計画の変更及び」を加える。

第九十四条第一項中「第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは」を「この法

第五項中「第一項及び第三項」を「第三項から

第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、

同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項と、同条第二項中「第一条の目的を達成す

「同じく『第一項』に「第一項の自由を適用するため特に必要があると認めるときは』を「」

の法律の施行に必要な限度において」に改め

4 加える。

限度において、その職員をして指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳

簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問せらるることとする。

質問させることができる。

2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に、国土交通省

令で定める手続に従い、試験事務に関し、報告をさせることができる。

第九十五条の三を第九十五条の五とし、第九十五条の一を第九十五条の四とし、第九十五条

の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 運行管理者試験を受けようとする者又は運行管理者資格者証の交付若しくして

は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。
（指定試験機関の処分についての審査請求）

第九十五条の三 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

第九十六条第一号中「又は第四十二条の二第一項」を削り、同条第一号中「第四十二条の二第十三項」を削る。

第九十七条第一号中「第四十二条の二第十三項」及び「及び第四十四条第三項」を削り、同条第二号中「第四十二条の二第十三項及び第七十二条において準用する場合を含む。」を「又は第七十条の二第一項」に改め、同条第三号中「第四十二条の二第十三項」及び「第四十四条第三項」を削り、同条の次に次の二条を加える。

第九十七条の二 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条の五第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした場合におけるその違反行為をした指定試験機関の役員又は職員

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、百円以下の罰金に処する。

二 第九条第五項（第九条の二第二項及び第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

三 第九条の三第一項若しくは第六十一条第二項第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

四 第十条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して運賃又は料金の割戻しをした者

五 第十一条第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

六 第十三条、第二十条（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項（第四十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十五条又は第六十八条第五項の規定に違反した者

七 第十五条第一項（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項、第五十四条第一項（第六十七条（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十六条第一項十五条规定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでした者

八 第十五条第三項（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第一項の規定による届出をしないで事業計画を変更した者

九 第十五条の三第一項の規定による届出をしないで運行をした者

十 第十五条の三第二項の規定による届出を

しないで運行計画を変更した者

十一 第十六条第二項、第十九条の二、第二十三条の五第四項（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第七十二条において準用する場合を含む。）、第三十一条において準用する場合を含む。）、第三十二条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項（第四十三条第五項及び第八十一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第七十条（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、又は第八十四条第一項の規定による命令に違反した者

十二 第二十三条第三項（第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第三十八条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、一般乗合旅客自動車運送事業を休止し、又は廃止した者

十四 第六十二条第一条第一項若しくは第六十三条第一項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた供用約款若しくは供用制限によらないで、自動車道の供用契約を締結した者

十五 第七十七条の三第一項、第七十九条第一項又は第八十条第二項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

十六 第九十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第九十四条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對し虚偽の陳述をした者

第九十八条の次に次の二条を加える。

第四号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときはその他必要があると認めるときは、附則第二条第一項の規定により一般乗合旅客自動車運送事業についての新道路運送法第四条第一項の許可を受けたものとみなされる者には、施行日から一年を経過するまでの間に附則第二条第一項の規定により一般乗合旅客自動車運送法第十五条の三第一項の運行計画に追加する必要があると認められる事項を記載し、新道路運送法第十五条の三、第十六条、第十一条及び第十三条中「運行計画」とあるのは、「運行計画」(附則第四条第二項に規定する届出書に記載された事項を含む。)とする。

第五条 この法律の施行の際現に旧道路運送法等は同条第三項若しくは第四項の規定により届け出た運賃及び料金は、国土交通省令で定めるところにより、新道路運送法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業に係るものにあっては新道路運送法第九条第一項の認可を受けた運賃及び料金の上限又は同条第三項若しくは第四項の規定により届け出た運賃及び料金と、新道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業に係るものにあっては新道路運送法等の規定により運送事業に係ることのできる運送管理者を選任することができる。この場合における当該運行管理者の解任の命令については、同条第三項の規定の例によるものとする。

第六条 附則第一条第一項の規定により新道路運送法第四条第一項の許可を受けたものとみなされる者は、施行日から三年間は、新道路運送法第二十二条第一項の規定にかかわらず、旧道路運送法第二十三条第一項の規定の例により運送管理者を選任することができる。この場合においては同条第三項の規定により届け出た料金とみなす。

第七条 この法律の施行前に旧道路運送法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業についての新道路運送法第十五条の三第一項の運行計画に追加する必要があると認められる事項を記載し、新道路運送法第十五条の三、第十六条、第十一条及び第十三条中「運行計画」とあるのは、「運行計画」(附則第四条第二項に規定する届出書に記載された事項を含む。)とする。

4 いては、当該事業に係る旧道路運送法第四十三条第二項第二号の事業計画（新道路運送法第四十三条第二項第二号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る）を新道路運送法第四十三条第二項第二号の事業計画とみなして、新道路運送法の規定を適用する。

国土交通大臣は、前項の場合において、新道路運送法第四十三条第二項第二号に規定する事項の一部の事項について旧道路運送法第四十三条第二項第二号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、第一項の規定により新道路運送法第四十三条第一項の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、当該新道路運送法第四十三条第二項第二号の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、新道路運送法第四十三条第五項並びに同項において準用する新道路運送法第十五条第一項、第三項及び第四項及び第十七条中「事業計画」とあるのは、「事業計画（附則第九条第四項に規定する届出書に記載された事項を含む。）」とする。

改正前のタクシー業務適正化臨時措置法又はこれらの法律に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新道路運送法又はこの法律による改正後のタクシー業務適正化特別措置法中相当する規定があるものは、国土交通省令で定めるところにより、それぞれこれらの法律によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前にした行為並びに附則第六条、第八条第二項又は第九条第五項の規定により旧道路運送法第四十二条の二第三項又は第四十三条第五項において準用する場合を含む。の規定の例によることとされる場合及び附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のよう改正する。

別表第一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の項中「第九十五条の二」を「第九十五条の四」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のよう改正する。

第七百一一条の四十一第一項の表の第十六号中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシ業務適正化特別措置法」に改める。

(道路交通事故事業抵当法の一部改正)

第十五条 道路交通事故事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のよう改正する。

第十二条第三号を次のよう改める。

る。

七項及び第十七項の二において「油濁防止緊急措置手引書」という。」とあるのは、「第九項の四第七項の海洋汚染防止緊急措置手引書(第一項に規定する事項に係る部分に限る)」とす

第十七条の十二第一項及び第二項中「油濁防止緊急措置手引書等」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改め、同条第三項中「同法第七条の二第一項ノ油濁防止緊急措置手引書ニ付キ」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等ニ付」に改める。

いての検査を行う者として認定を受けた法人をいう。(以下同じ。)は、施行日前においても、有害液体汚染防止緊急措置手引書等について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行うことができ

第一項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に従事する役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一

8 有害液体汚染防止管理者（有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長。以下同じ。）は、有害液体汚染防止緊急措置手引書（前項の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書」という。）が作成された場合にあつては、海洋汚染防止緊急措置手引書（第六項に規定する事項に係る部分に限る。）に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行つう者のうち有害液体物質の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならぬ。

第十七条の十四及び第十七条の十七から第十七条の二十までの規定中「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。
第四十二条の四十三条の見出しを「財務諸表等」に改め、同条第三項中「受けた」の下に「ときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、」を加え、「及び決算報告書を」を「決算報告書及び監事の意見書を」に、「備えて置かなければ」を「備えて置き、運輸省令で定める期間、一般の開覧に供しなければ」に改める。

項二掲グル船舶二付第二条第一項各号二掲グル事項又ハ満載喫水線ニ関スル検査（第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」とあり、及び同法第二十四条第一項中「前二条二掲グル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の一部を改正する法律（平成十二年法律第二号）（以下改正法ト称ス）によつて改正後ノ海岸汚染及び海上災害の防止に関する法律第九条の四第六項ノ有害液体汚染防止規則スル検査」と読み替えるものとする。

9 第七条の第二項の規定は、有害液体汚染防止装置緊急措置手引書について準用する。
第九条の五第二項中、「有害液体汚染防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長」を削る。

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書により国際海事機関が平成十二年七月一日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附屬書IIによる改正が日本国について効力を生ずる日から起算

じたときを除き、施行日以後は、有害液体汚染物質の防止緊急措置手引書等に係る新法第十七条の三第一項の規定により交付した海洋汚染防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によりその交付をした日とする。

第三条 施行日前に建造された船舶についての新法第十七条の二（有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成

第三章の一の章名中「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。
第十七条の二中「油濁防止緊急措置手引書を」を「油濁防止緊急措置手引書又は有害液体汚染防

して二年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

4 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘定して運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

十二年法律第号)の施行の日以後初めてとする。

引書が第七条の二第一項を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書又は海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「海洋汚染防止緊急措置手引書等」という。）が第七条の二第二項に

二 四条から第七条までの規定 公布の日
第十七条の十二第一項の改正規定及び次条
の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」)
という。前の政令で定める日

一 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けようとする者（船級協会が第一項に規定する検査を行つた船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。）

(政令への委任) 第五条 前三条に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとが、同項に規定する書類から適用する。

第十七条の三から第十七条の七までの規定中「緊急措置手引書等」として、第十七条の二第一項第一号に規定する緊急措置手引書等を含む。次条において同じ。」に、「油濁防止緊急措置手引書等」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。

第一條 運輸大臣又は船級協会（この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条の十二第一項の規定により新法第九条の四第六項の有害液体汚染防止緊急措置手引書又は同条第七項

5
三 第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者の偽りその他不正の行為により第二項の海洋汚染防止証書に相当する証書の交付を受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

「油濁防止緊急措置手引書」を「海洋汚染防止緊急措置手引書等」に改める。

の海洋汚染防止緊急措置手引書（以下「有害液体汚染防止緊急措置手引書等」という。）につ

6 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条
第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の

第一類第十号 運輸委員会議録第十号 平成十二年四月十八日

（一部改正）

防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第一号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第二条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」及び「命令」を「国土

「交通省令」に改める。
独立行政法人の業務実施の円滑化等のための

関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

の関係法律の整備等に関する法律(平成十一
年三月二十九日法律第百二十二号)

する。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律)
第三十八条の次に次の二条を加える。

の一部を改正する法律の一部改正
第三十九条の二 每年汚染及び海上災害の防士

第三十一条の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年五月二十二日法律第百三十一号）

二年法律第
号)の一部を次のように改
正する。

附則第二条第四項中「国を」を「国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十二年法律第百四十九号）によるもの）」に

（行政訴訟法第百二号）第二条第一項に規定する独

立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める

ものに限る。)を「」に改める。

理由

十九百七十三年の船舶による汚染の防止のため
国際条約附属書IIの改正に伴い、有害液体汚染

正緊急措置手引書を船舶内に備え置き、又は掲示することを義務付けるとともに、当該手引書について検査を行うこととする等の必要がある。」として、この法律案を提出する理由である。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

港湾運送事業法の一部を改正する法律
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第二百六十一）

号) の一部を次のように改正する。
第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。
5 この法律で「特定港湾」とは、コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものとして政令で定めるものをいう。
第四条第一項中「前条第一号」を「特定港湾以外の港湾において前条第一号」に、「港湾運送事業を」を「港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）」を「港湾運送事業等」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合において、一般港湾運送事業はしけ運送事業又はいかだ運送事業の免許を受けた者は、当該免許に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該免許に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。
第四条第二項中「前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業」を「一般港湾運送事業等」に改める。
第六条第一項第二号中「第三条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業」を「一般港湾運送事業等」に改め、同条第二項第一号中「一年以上以上の懲役又は禁錮」を「禁錮以上」に「二年」を「五年」に改め、同項第二号中「港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十一条第一項又は職業安定法（昭和二十一年法律第百四十一号）第四十四条を「港湾運送事業に從事する労働者の使用に関する法律（平成二年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）」に改め、「以上」を削り、「二年」を「五年」に改め、同項第二号中「免許」の下に「又は許可」を加え、「二年」を「五年」に改め、「者」の下に「（当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合における法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成二年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）」においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるとかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）として在任した

者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。」を加え、同項第五号中「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。」を削る。

第十二条の見出し中「運賃、料金及び」を「運賃及び料金並びに」に改め、同条中「第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた運賃、料金及び」を「運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限つて定められたものを除く。）並びに」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二十二条の五の見出し中「割りもどし」を「戻し」に改め、同条中「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に改め、第二章中同条を第二十二条の六とし、第二十二条の二から第二十二条の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十二条の次に次の二条を加える。

（特定港湾における一般港湾運送事業等）

第二十二条の二 特定港湾において一般港湾運送事業等を営もうとする者は、一般港湾運送事業等の種類及び特定港湾ごとに運輸大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業者はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る特定港湾を起点又は終点とする指定区間ににおいても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

2 第五条（第一項第四号に係る部分を除く。）及び第六条（第一項第一号に係る部分を除く。）の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第五条第二項中「事業の収支見積」とあるのは、「資金計画」と読み替えるものとする。

3 特定港湾における一般港湾運送事業等の許可を受けた者（以下「特定港湾一般港湾運送事業者等」という。）は、運輸省令で定めるところにより、運賃及び料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、当該特定港湾一般港湾運送事業者等に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

5 二 他の特定港湾一般港湾運送事業者等との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

6 一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 特定港湾一般港湾運送事業者等は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定める手続により、休止又は廃止の日の三十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

6 第十条、第十二条、第十四条から第十五条の二まで、第十七条、第十七条の二、第十八条第一項から第六項まで（第六項にあつては、第四項に係る部分に限る。）、第十八条の二、第十八条の三、第二十一条及び第二十二条の規定は特定港湾一般港湾運送事業者等について、第十二条、第十三条並びに第十六条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は特定港湾における一般港湾運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾一般港湾運送事業者」という。）について、同条第三項から第六項までの規定は特定港湾における港湾荷役事業等の許可を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「港湾運送事業者」とあるのは「特定港湾一般港湾運送事業者等」と、第十七条第一項及び第十八条第六項中「第六条」とあるのは「第二十二条の二第一項」と、第二十二条第一号中「運賃及び料金又は港湾運送約款」とあるのは「港湾運送約款」と読み替えるものとする。

ての第十八条第三項及び第六項（第一項及び第二項に係る部分に限る）の規定の適用については、同条第三項中「免許」とあるのは「許可」と、同条第六項中「第六条」とあるのは「第二十二条の二第二項において準用する第六条（第二項第一号に係る部分を除く。）」とする。

8 第二十条第二項の規定は、解散する法人の經營する港湾運送事業が特定港湾（特定港湾を起點又は終点とする指定区間を含む。）における一般港湾運送事業等のみである場合には、適用しない。

第二十三条中「港湾運送事業者（検査事業等の免許を受けた者を除く。以下本章において同じ。）を「一般港湾運送事業等の免許を受けた者及び特定港湾一般港湾運送事業者等（以下この章において「一般港湾運送事業者等」という。）に改める。

第二十四条中「左に」を「次に」に、「港湾運送事業者」を「一般港湾運送事業者等」に、「且つ」を「かつ」に、「港湾運送事業」を「一般港湾運送事業等」に改める。

第二十五条及び第二十八条中「港湾運送事業者」を「一般港湾運送事業者等」に改める。

第二十九条第一項中「港湾運送事業者」の下に「（特定港湾一般港湾運送事業者等を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第三十一条中「免許の取消」を「免許若しくは許可の取消し」に、「港湾運送事業における基本的な」を「又は港湾運送事業における」に改め、「又は公益命令若しくはその補償額の決定」を削り、「ばかり」を「諾り」に改め、ただし書を削る。

第三十二条第一項中「第二十一条」の下に「（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の二第四項」を加え、同条第一項中「港湾運送事業（検査事業等を除く。）を「一般港湾運送事業等」に改め、「免許」の下に「（届出の受理）を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第三十三条の二第一項中「又ははしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）を「はしけ運送事業の免許を受けた者（以下「はしけ運送事業者」という。）、特定港湾一般港湾運送事業者又は特定港湾におけるはしけ運送事業の許可を受けた者（以下「特定港湾一般港湾運送事業者」を「はしけ運送事業者」という。）に改め、「当該事業の免許」の下に「又は許可」を「含み、一般港湾運送事業者（又は特定港湾はしけ運送事業者）の下に「又は特定港湾一般港湾運送事業者」を加え、「又ははしけ運送事業者（はしけ運送事業者）」とあるのは「特定港湾一般港湾運送事業者」に改め、「第十八条第五項」の下に「（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第九条」を「第九条の規定は一般港湾運送事業者が行う前項の運送について、第十条」に、「前項」を「同項」に、「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第三十四条次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による免許又は第二十二条の二第一項の規定による許可を受けないで港湾運送事業を営んだ者

二 第四条第二項の規定による業務の範囲の限度に違反して一般港湾運送事業等を営んだ者

三 第十一条第一項（第二十二条の二第六項及び第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は料金の割戻しをした者

四 第十五条（第二十二条の二第六項及び第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。）第十五条（第二十二条の二第六項及び第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、又は運送契約を締結した者

五 第十六条第六項（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）第十七条第三項（第二十二条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十七条第一項（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで事業を休止し、又は廃止した者

七 第二十条第一項の規定による許可を受けないで事業を休止し、又は廃止した者

八 第二十二条の二第三項（第三十三条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の四の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

九 第二十二条の二第四項（第三十三条の二第一項において準用する場合を含む。）又は第二十二条の五第一項の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

十 第三十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第三十四条第一項（第二十二条の二第六項及び第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

十三 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務に關して第三十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

十四 第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十二条（第二十二条の二第六項、第二十条の六及び第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による掲示若しくは表示をせず、又は虚偽の掲示若しくは表示をした者

二 第十七条规定（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十二条の二第一項（第二十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条の二第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

四 第二十二条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

しないで、又は虚偽の届出をして、港湾運送する経過措置) 関連事業を営んだ者

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定港湾における一般港湾運送事業等に関する経過措置) 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港湾運送事業法(以下「旧法」という。)第四条第一項の免許を受けている者であつてこの法律による改正後の港湾運送事業法(以下「新法」という。)第二十二条の二第一項に規定する特定港湾における一般港湾運送事業等を営む者に該当する者は、この法律の施行の日に同項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による免許に業務の範囲の限定又は条件若しくは期限が付されているときは、当該業務の範囲の限定又は条件若しくは期限は、新法の規定による許可に付されたものとみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第九条第一項の認可を受けている運賃及び料金であつて新法第二十二条の二第三項の規定が適用される運賃及び料金に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

第四条 前一条に定めるもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法に相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(事業の停止及び免許又は許可の取消しに関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特定港湾における一般港湾運送事業等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の港湾運送事業法(以下「旧法」という。)第四条第一項の免許を受けている者であつてこの法律による改正後の港湾運送事業法(以下「新法」という。)第二十二条の二第六項において準用する場合を含む)の規定による事業の停止の命令又は免許若しくは許可の取消しの処分に關しては、な

この法律の施行前に生じた事由については、な

法第二十二条の二第六項の「第一項の許可を受けたのみなされる者に対する新法第二十二条(新法)の規定による事業の停止の命令又は免許若しくは許可の取消しの処分に關しては、な

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七百一一条の三十四第六項中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二条の二第一項の規定による許可を受けた特定港湾一般港湾運送事業者等」を加える。

(附則第十五条第三項中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二条の二第三項に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等」を、「免許」の下に「又は許可」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号を次のように改める。

四十 港湾運送事業の免許又は許可

(一) 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十号)第四条第一項(免許)の規定による港湾運送事業の免許

イ 一般港湾運送事業の免許

口 港湾荷役事業の免許

ハ はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許

港湾の数	一港湾につき九万円
免許件数及び港湾の数	一件につき三万円
免許件数	一件一港湾につき三万円

二 檢査事業の免許、鑑定事業の免許又は検量事業の免許

〔一 港湾運送事業法第二十二条の二第一項(特定港湾における一般港湾運送事業等)の規定による特定港湾における一般港湾運送事業等の許可〕

イ 一般港湾運送事業の許可

ロ 港湾荷役事業の許可

ハ はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可

港湾の数
一港湾につき六万円

港湾の数	一港湾につき六万円
免許件数及び港湾の数	一件につき三万円
免許件数	一件一港湾につき三万円

理由

外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正

第十条 外貿埠頭公團の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「免許」の下に「又は許可」を加える。

(地価税法の一部改正)

第十一條 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号イ中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二条の二第三項(特定港湾における一般港湾運送事業等)に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等」を加える。

近年の港湾運送事業における競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、特定港湾における一般港湾運送事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき届出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るために所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(中央省庁等改革法関係施行法の一部改正)

第十二条 中央省庁等改革法関係施行法(平成十一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「取消」を「取消し」に、「を削り」、「はかり」を「詰り」に改め、「但し」